

第 23 回社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会	資料 4
平成 30 年 1 月 31 日	

自由民主党「児童の養護と未来を考える議員連盟」資料

- ① 修正提案の考え方(平成 30 年 1 月 23 日 衆議院議員 塩崎恭久、
衆議院議員 牧島かれん)
- ② 資料 (2018 年 1 月 23 日 衆議院議員 塩崎恭久)

修正提案の考え方

平成 30 年 1 月 23 日
衆議院議員 塩崎恭久
衆議院議員 牧島かれん

1. 「都道府県推進計画」の全面見直しの必要性

- 平成28年改正児童福祉法の抜本改正は、児童福祉の理念・哲学を大きく転換し、「子どもの権利」と「家庭養育優先原則」を明確化。
- 旧児童福祉法下においては、今後の社会的養護の具体的な在り方を示した「社会的養護の課題と将来像」に基づいて都道府県推進計画が立てられてきた。
- 平成 28 年改正の際の大臣答弁に基づいて、「新しい社会的養育に関する検討会」が設置され、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、「新しい社会的養育ビジョン」(平成 29 年 8 月)が策定された。従って、都道府県推進計画も「新しい社会的養育ビジョン」に則って全面的に見直されるべき。
- 今回の厚生労働省の「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」は、以上の考え方が決定的に欠けており、改正児童福祉法や「新しい社会的養育ビジョン」に基づいていない点が随所に見られた。

2. 「新しい社会的養育ビジョン」(以下「ビジョン」)に則った都道府県推進計画骨子案に修正

- 優先的に考慮すべきは「サービス提供者」ではなく、「子どものニーズ」であること。
- 都道府県も「ビジョン」に基づいた**数値目標**が必要。
- 都道府県推進計画の数値目標算出方法として、「**家庭養育優先原則**」および「**パーマネンシー保障**」に関する「ビジョン」に基づいた計算式を提示。
- 今後の施設養護(一時保護施設を含む)は「家庭養育優先原則」に従って、**小規模かつ地域分散化**が原則。

以上

都道府県計画の見直し要領 (骨子案)

※ 平成 28 年および 29 年の通常国会において、いずれも全会一致で成立した改正児童福祉法においては、社会的養育に関する根本哲学の大きな転換が行われた。この都道府県計画の見直し要領(骨子案)は、平成28年改正児童福祉法を受けて必然的に行うこととなる、改正等を踏まえて行われるべき既存の都道府県計画のゼロベースからの見直しに当たって、踏まえなくてはならないの基本的考え方や留意点などのポイントをまとめたもの。

この見直し要領(骨子案)を参考に各都道府県においては、この見直し要領(骨子案)に則り、既存計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、平成 30 年度中の見直し完了に備えていただきたいことになる。

今後、与党や広範な社会的養育関係者の意見も踏まえ、加えて目下2つのワーキンググループで鋭意検討を深化中の各都道府県への説明等を行っていく中で頂いたご意見等を踏まえ、追加・補足等を行った上で反映し、都道府県計画の見直し要領として発出する。その際に、フォスタリング機関事業のガイドラインや、並びに施設の高機能化および多機能化・機能転換も盛り込み、「都道府県計画のんだ見直し要領」の最終版として、を年度内にお示し正式発出する予定

1. 今回の計画見直しの位置付け

- 児童家庭福祉施策については、これまで、累次の部分的制度改正を行っており、平成16年児童福祉法改正においては、市町村が児童家庭相談に応ずる業務を追加、都道府県が市町村への必要な援助を行う業務を追加、要保護児童対策地域協議会の法定化、児童養護施設等の目的として施設退所児童に対する相談援助を規定することなど、子どもの社会的養育に関する基本哲学の転換は伴わない、制度的な改正等を行い、取組を進めてきた。
- 近年では、かかる漸進的改革の一里塚ともいべき「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月)を踏まえた都道府県計画に基づき、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化等の取組を段階的に進めてきていたが、「社会的養護の課題と将来像」の中では、「家庭的養護の推進」として、「里親」も「施設の小規模化」(小規模グループケア、グループホーム)もほぼ同様に推進されることになったため、子どもにとって家庭で養育されることを優先する考え方が徹底されていなかった。つまり、子どもの家庭養育優先原則基本的な概念整理も不十分なままであったと言わざるを得ない状況であった。
- これによりその後、家庭的養護の推進が図られ、職員配置基準の改善や施設の生活単位の小規模化などで前進をみたは徐々に進みつつあるものの、未だ多くは大舎制施設等の小規模化・地域分散化されていない施設であり、施設措置率は8割を超え、圧倒的に高い水準のままで、引き続き国際的に人権問題として厳しい指摘の対象となっている。そのような中、施設内小規模グループケアは増えたものの、地域分散化の取り組みは不十分なままであった。
- 一方で、里親等の委託率については、依然として2割弱と、極めて低水準であり、伸び率も毎年1%程度と低くなっており、更に家庭における養育を進めるためには、根本的な里親制度の強化と民間との連携等が大きな里親支援の充実や特別養子縁組の推進が課題となっている。
- 更に、2016年の児童養護施設の統計では3年以上入所している子どもが59.7%、10年以上入所している子どもが14.8%もいるにもかかわらず、特別養子

縁組成立件数は年間 500 件程度と、子どもにとってのパーマネンシー保障が確立されていない実態がある。なお、「社会的養護の課題と将来像」においては、特別養子縁組に関しては「里親の課題と将来像」の項で、新生児の「特別養子縁組を前提とした里親委託」の活用に触れられているのみで、パーマネンシー保障としての言及はなく、推進政策や推進の目標値も定められなかった。

- また、市区町村による在宅支援の充実、児童相談所のソーシャルワーク、代替養育の一部である一時保護の在り方などについては「社会的養護の課題と将来像」においては記載されていなかった。
- この 26 年間に、児童相談所の虐待相談件数は 100 倍以上に増加したにもかかわらず、代替養育のキャパシティは微増してきたにすぎず、代替養育の推進施策そのものが閉塞的状况にあったと言える。
- このような中、これまでの取組の閉塞状況を根幹から打開し、パラダイムの大きな転換を更なる強化を図るため目的で、平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「28 年改正児童福祉法」という。）が全会一致で成立し、児童福祉法の抜本改正が行われた。改正児童福祉法においては、戦後 70 年続いてきた児童福祉の理念・哲学を大きく転換するものであり、児童が権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明定された。
- つまり、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる特別養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進めることとされた。そして、（家庭養育優先原則）とともに、これらが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における地域小規模グループホームや分園型グループケアなどの「良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、いわゆる「社会的養護の課題と将来像」で使われていた概念「家庭的養護」の定義は書き換えられ、加えていわゆる大舎制施設等の小規模化・地域分散化されていない施設は法律上選択肢に含まないものとされた。

- また、これらの改正法の理念を施策として展開するにあたっては、改正児童福祉法第2条において、何よりも子どもの最善の利益を優先させなければならないとされた。
- 更に、29年5月には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第69号。以下「29年改正児童福祉法」という。)が全会一致で成立し、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置が定められ、28年改正法で新たに設けられた在宅指導措置を確実に実施することで、在宅の子どもに対する支援がすべからく届く枠組みが整った。
- 28年改正児童福祉法の国会審議において、「社会的養護の課題と将来像」をゼロから見直し、それに代わるものとして28年改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するための、「新たな社会的養育のあり方に関する検討チーム」をつくることが大臣答弁で示された。
- ~~○~~ また、本年平成28年7月8日には「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、それに代わるものとして、において、今後の社会的養育の在り方を示すものとして「新しい社会的養育ビジョン」が平成29年8月に取りまとめられたところ。
- 「新しいこの中社会的養育ビジョン」では、改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、市区町村における子ども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、代替養育全体の改革、つまり、一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院等の代替養育担当施設の高機能化および多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と特別養子縁組の養親や子どもへの支援、児童の自立支援など、改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が提言示された。
- なお、それに先立ち、平成28年6月3日付け「雇児局長通知」において、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、特別養子縁組や里親・

ファミリーホームへの委託を原則とすることを明確にし、平成29年3月31日付け「里親委託ガイドラインについて」においても、施設に長期間入所している子どもについて、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親委託を検討する必要があるとした。これら局長通知文をより具体化したものを「新しい社会的養育ビジョン」は示している。

- 旧来の児童福祉法に基づいた「社会的養護の課題と将来像」に従って、各都道府県で行われてきた取組についても、こうした改正児童福祉法の新たな理念に基づき、ゼロから見直すことが必然である。や、改正児童福祉法、および改正児童福祉法の理念に基づく「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方を踏まえられて、数値目標を盛り込んで、都道府県計画を見直されたい。
- 改正児童福祉法が求める児童の権利を保障するためにもは、できるだけ迅速に新たな都道府県計画を作り上げる早期に、より充実されたものとなることが求められている。また、その過程においては、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。できるだけ早急に計画策定を行う必要がある。そのような取組が計画的に進められるよう、平成30年度(2018年度)中を目処とする都道府県計画の見直しについて、国として、その見直しのための要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- 「今回の計画見直しの位置付け」で示したように、二度にわたり国会において全会一致で抜本改正された児童福祉法の新しい理念・哲学である児童の権利保障と児童の家庭養育優先原則を実現する計画を立てる必要がある。
- 国会審議の大臣答弁で約束されたとおり、「新しい社会的養育に関する検討会」にて、「社会的養育の課題と将来像」を全面的に見直して、それに代わるものとして、数値目標を含めて示された「新しい社会的養育ビジョン」を具現化することが肝要である。

- 今般の見直しの対象は、次のように、在宅での支援から代替養育、**特別養子縁組**などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- まず、在宅で生活している子どもや家庭への支援については、**地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められている。児童の権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての児童と家庭を支援するため、市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及を図るとともに、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ることが求められる。**
- また、虐待の危険が高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、児童への直接支援サービスや親子入所機能創設などのメニューも充実させて親子を分離しないケアの充実を図ることが求められる。**さらに、29年改正児童福祉法によって強化された司法関与を活用し、確実に支援を届ける必要がある。**
- 代替養育に関しては、**まず、子どもが最初に受ける代替養育である一時保護を児童の権利保障の観点から、大幅に改革する必要がある。一時保護の目的は改正児童福祉法によって、安全確保とアセスメントと定められた。一時保護を受ける子どもは精神的な危機状態であることが多く、福祉との出会いの場ともなることから、最も丁寧なケアが必要とされているとともに、子どもへの十分な説明と権利保障が確実に行われなければならない。**
- **また、一時保護は代替養育の一部であることから、家庭と同様の養育環境、あるいは、小規模な家庭的環境を提供することが原則である。そのため、委託一時保護を積極的に利用する、一時保護をそのような生活空間にする、などの対応が必要となる。**
- **子どもの権利保障の面からは、子どもの権利保障の面からは、安全確保のため、子どもの権利を制限するような閉鎖的空間に保護することが必要な時はその必要性を明確にしてできるだけ短期(数日以内)にするとともに、延長が必要な場**

合は手続きを経る必要がある。また、私服・私物は原則持ち込みとし、生活に必要なものは初日に与えられるような工夫を行う必要がある。これらを実現するために、新しい社会的養育ビジョンに則り、一時保護ガイドラインを参考にして、一時保護改革を実現する。

- 引き続き代替養育が必要となった場合は、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を原則とする。特に就学前はできるだけ全例そのような環境を提供できるようにする。具体的には3歳以前は5年後までに、就学前は7年後までに、里親委託率75%を達成する。
- 一方、学童期以降は10年後までに里親委託率50%を達成する。ただし、家庭では困難な専門的ケアを要する、もしくは年長児で家庭養育に対する拒否感が強いという理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的養育環境」として小規模で、できるだけ地域に分散化された環境を提供する。また、その期間は短期として、乳幼児期には数か月以内、学童期以降でも当面は3年、できるだけ1年以内とする。
- 代替養育を行う際は、児童相談所・市区町村・代替養育提供者が協働して、子ども・は保護者・家庭およびその関係等への支援等である家庭復帰支援プランを明確にして支援することにより家庭復帰に最大限努力するとともに、それが不適当な場合やとともに、家庭復帰が望めないと判断される場合には、それが不適当な場合にはパーマネンシー保障の観点から特別の養子縁組、それがかなわない場合は普通養子縁組のを活用する。、代替養育のうち家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームへの委託を優先して検討するなど、このような永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底することが求められる。なお、特別養子縁組の成立は現在の年間約500件から5年以内に1000件以上に増加させる。
- 代替養育については、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホームでの養育を原則とした上で、専門的ケアを要するなど、施設での養育が必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提

供し、児童のニーズに合った養育となるように必要な措置が講ぜられることが求められる。

- これまで、施設の専門性を十分に活かし、児童を保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、上記のように、家庭養育優先を進める中においても、これらの施設の専門性は、引き続き施設での養育を必要とする児童の養育（家庭での養育が困難な児童および年長で家庭に拒否的な児童）という高機能化された養育を行うのみならずとともに、里親養育や特別養子縁組による養育を含む在宅家庭への支援等を行うなど、施設の高機能化および多機能化・機能転換等を図る中で発揮されることが期待される。
- 今後、家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供するため、包括的な里親等支援体制であるフォスタリング機関事業を実現することが不可欠である。このため、どの地域においても、質の高い里親養育を実現できるためには、里親のリクルート、登録から子どもの委託後支援、措置解除に至るまでの一連の包括的な業務を一貫して行うフォスタリング機関を含めたチームで行う体制（包括的里親支援体制）が確保されることが求められる。こうした体制は、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。
- 代替養育や在宅措置などの行政処分を経験した子どもの自立支援については、行政としての責任を持つことが求められる。社会的養護自立支援事業に取り組むなどにより、代替養育を離れた後も個々の子どものニーズに応じた支援を提供できることが必要である。
- 児童相談所業務をできるだけ身近な場所で展開するため、全ての中核市および特別区に児童相談所が設置されるよう、国はもとより都道府県も人材育成等をに
関して中核市および特別区に十分な支援を行う必要がある。
- 児童相談所においては、体制及び専門性を計画的に強化するため、改正児童福祉法や児童相談所強化プランも踏まえつつ、職員配置を行うとともに、人材の確保や育成のための研修等を行うことが必要である。加えて、改正児童福祉法で裏付

けられた児童福祉司スーパーバイザー、医師又は保健師、弁護士の配置を行う必要がある。とりわけ、弁護士の配置に関しては、平成28年9月29日付局長通知・児童相談所運営指針において「弁護士の配置に関する『これに準ずる措置』とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。(単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は『準ずる措置』には含まれない)」としており、非常勤弁護士の配置を認めているものではない。あくまで常勤弁護士を適切に配置するという改正法の考え方に沿って、配置時期を明記するなどして、行われるべきである。

- 都道府県計画の見直しに当たっては、市区町村、児童相談所、代替養育提供者里親や児童養護施設などの支援を提供する「サービス提供側当事者」のみならず、本来の当事者である児童の意見を適切に聞いて反映することも必要である。なお、28年改正児童福祉法第2条の趣旨から、優先的に考慮すべきは子どもの最善の利益でなければならず、子どものニーズを基礎とした計画であることに十分留意する必要がある。(なお、社会的養護経験者を含む。)や保護者などの支援の対象となる「当事者に準じる存在」の意見が適切に反映される必要があるも尊重される必要がある。
- 今般の都道府県推進計画の抜本的な見直しは、社会的養育を必要とする子どものおかれた親子関係や家族関係が複雑多様であること、地域特性や子どものおかれたにより事情が異なっていること等、現場の実態も踏まえることは必要であるがとともに、その事によって子どもが健全養育を受ける権利や家庭養育優先の原則など、子どもの最善の利益実現の確保が疎かになってはならないことは普遍的大前提であることは言うまでもない。市区町村および都道府県や、里親、や特別養子縁組の養親、乳児院、等の児童福祉養護施設(障害児入所施設も含む全ての代替養育施設)などの関係者とともに、何よりも子ども達の未来のために着実に進めていくことが必要である。

○なお、国においては、毎年、都道府県計画の各取り組みの指標をとりまとめ、進捗のモニタリングおよび評価を行う。また、3年毎の進捗の検証および取組・指標の

再検討を行う。なお、それらの評価に関しては、推進計画に直接かかわる都道府県・サービス提供側以外の専門家チームを作って当たる。

3. 都道府県計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み
- (3) 一時保護改革に向けた取組
- (4) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (5) パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (6) 施設の小規模化・地域分散化及び高機能化・多機能化・機能転換等に向けた取組
- (7) 社会的養護自立支援事業等の実施推進に向けた取組
- (8) 児童相談所・一時保護改革に向けた取組
- (9) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (10) サービスを利用するその他子どもの権利擁護(アドボカシー)

4. 項目ごとの見直し要領(骨子案)

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
 - 児童福祉法改正によってもたらされた理念・哲学の大きな転換を子ども家庭福祉関係者に徹底するとともに、その改正児童福祉法の理念及び前記の基本的考え方を踏まえ、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定する。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 改正児童福祉法で提示された、子どもの権利保障および家庭養護優先原則を最優先に計画を立てること。あくまで子どもの最善の利益を優先すること。
- ii 改正児童福祉法の実現の具体的な姿を提示した「新しい社会的養育ビジョン」(数値目標を含む)を実現するための計画を立てること
- iii 計画の進捗を評価できるように、評価指標を把握すること
- iv 市区町村における在宅支援サービスの取組等に対する都道府県による支援(人材確保や人材育成のための研修や財政的支援など)、一時保護改革、フォスタリング業務(包括的里親支援)、里親養育推進、特別養子縁組推進、施設の高機能化および多機能化・機能転換等への支援、児童の自立支援、児童相談所機能強化、子どもの権利保障(アドボカシー)等に対する取組の充実を図ることなどの基本的考え方を記載すること。
- v ii—都道府県内の社会資源および子ども家庭の状況を把握し、各都道府県内の社会的養育の体制整備の全体像を記載すること。

(2)各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み

○ 現行計画における代替養育を必要とする児童数の見込み

(計画策定に当たっての留意点)

- i 児童数の見込みについて、①一時保護の必要数、②一時保護後の代替養育必要数、③特別養子縁組、養子縁組必要数を推計して、時点修正等を実施すること。なお、この26年間に児童相談所虐待対応件数が100倍以上に増加しているにもかかわらず、代替養育のキャパシティーは微増しかしていないこと、一時保護をためらっての死亡事例があること、代替養育を受けている子ども人口比はOECD諸国と比べて1/4～1/6であることを考慮すると、子どもの人口の減少を考慮しても、少なくとも1.5倍以上になると考えられることを参考にすること(※推計方法の例はP40〇〇)。
- ii iにおいて近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえた需要量の時点修正等の他、市区町村の取組や、親子再統合や特別養子縁組等推進に向けた取組の推進等の効果を踏まえて算出すること。(※推計方法の例はP〇〇)

iii iiの結果を踏まえた、代替養育を必要とする児童数について、年齢区分別(3歳未満児、3歳以上の就学前児童、学童期以降)に算出すること。

(3)一時保護改革への取組

○一時保護も代替養育の一部であり、児童福祉法第3条の2が適応されること、つまり、家庭と同様の養育環境(里親・ファミリーホーム委託)が優先され、それが困難な時でも、できるだけ良好な家庭的環境でなければならない。ただし、一時保護では高機能な養育が求められるという特性から、後者にはユニットケアタイプの集合型小規模グループホームも可能。

○一時保護の定員については、安全の確保のために行動の自由を制限する必要がある人数を推計し、閉鎖的空間と開放的空間それぞれの定員を推計すること。

○各都道府県等は、「新しい社会的養育ビジョン」に記載されているように、一時保護の適正化に向けた計画を策定すること。特に、閉鎖空間への入所を数日以内としてその延長に関する手続きを定めること、私服や私物の所持の過度な制限をなくすこと、などの子どもの権利制限に当たる問題に関して優先的に対処すること。

○一時保護ガイドラインに沿ったケアができる職員体制を整え、職員の研修計画を策定すること。特に、スタッフの目が少ない夜間に研修が不十分である無資格の職員にケアを担わせることなどは子どもの権利侵害に繋がる危険があり、避ける体制をとること。

○子どもの権利擁護に関わる児童福祉審議会や外部の権利擁護機関の体制を整えること。

(計画策定に当たっての留意点)

i 「新しい社会的養育ビジョン」および「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等の確保策を見込み、一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載する。

※当該事項は「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」で検討されたもの。

(評価のための指標例)

- ・閉鎖空間での一時保護児童数 (減少へ)
- ・里親委託一時保護数 (増加へ)
- ・一時保護専用施設への委託保護数 (増加へ)
- ・その他の施設への委託保護数 (増加⇒減少)
- ・グループホーム型一時保護所数 (増加⇒100%)
- ・一時保護児の子どもの意見聴取 (5歳以上は100%)
- ・研修を受けている職員数 (100%へ)

(34) 里親等委託の推進に向けた取組

① フォスタリング業務(包括的な里親等支援)体制の構築

○フォスタリング業務実施包括的な里親等支援体制の構築に向けた計画を策定

(計画見直しの内容や留意点)

- ・平成32年度までに、各都道府県の責任においてとして、里親の開拓から研修、委託後の支援、家庭復帰計画実施、措置解除までの一連のフォスタリング業務(包括的な里親制度に関わる業務)を充実強化することで、までの一連の過程において、里親とチームになり、質の高い里親養育をフォスタリング機関を含めたチームで行う体制(包括的里親支援体制)を構築実現する。その際、以下の点に留意する。
 - i 児童相談所の職員体制や、管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所内のフォスタリング業務体制の強化や民間機関(フォスタリング機関)の積極的活用を含め、実施機関やその配置を検討すること。なお、委託する場合も、改正児童福祉法に基づき、業務の遂行は都道府県の責任であることを認識すること。
 - ii 民間機関にフォスタリング業務を委託する際には、できる限り包括的に業務を委託することが望ましいとともに、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換等に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親支援に取り組む児童家庭支援センターの活用なども考えられること。このように、民間機関に委託す

る場合でも、民間機関と児童相談所の連携が重要であり、児童相談所の体制及び役割分担も併せて検討すること。

※ フォスタリング業務およびその実施機関の具体的な在り方については、別途プロジェクトチームにおける検討を踏まえ補足する。

②里親やファミリーホームで養育可能なされるべき児童数の見込み

○各年度における里親やファミリーホームで養育可能なされるべき児童数の見込みを推計し、下記のように設定した目標値を実現するための、各年度ごとの目標値を立て、実現方法を記載する。

(計画策定に当たっての留意点)

i 里親やファミリーホームで養育されるべき児童数は、まず、概ね 7 年以内に就学前の子どもの 75%里親委託の目標を達成する必要があることから、確保すべき里親の登録数を以下のように推計する

ア. 施設に長期入所となっている児童数。具体的には下記のとおり。

(ア) 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数

(イ) 児童養護施設に半年以上措置されている乳幼児数

イ. 今後見込まれる代替養育を必要とする乳幼児の人数を考慮

推計値に沿って、当該都道府県で各年度に行う里親登録数と里親委託児童数の目標値を設定すること。

ii なお、3 歳未満を優先して里親委託とすることで、当初の 5 年間は、3 歳未満の乳幼児の里親委託の目標達成を優先することに留意すること。

iii 就学前の子どもの 75%の里親委託が実現することで、全年齢における施設長期入所児童の推移を把握し、学童期以上の子どもの 50%里親委託に向けて計画すること。

⊕ 包括的な里親等支援体制の構築に向けた取組や、改正児童福祉法における家庭養育優先の理念と、その理念を反映した里親委託ガイドラインを踏まえた里親等委託を推進などの取組により、現行計画における里親等への委託児童数に、里親

家庭で養育可能な児童数を上乘せし、現行計画を上回る里親等委託率の目標を設定すること。

- iv-ii 国全体としては、出来るだけ早く「乳幼児の里親等委託率 75%以上」、「学童期以降の里親等委託率 50%以上」を実現できるよう、各都道府県の実況を逐次把握し、国が支援策等を講じていく。
- iii v 里親の開拓においては、児童が生活している地域で里親委託を受けることができるなど、地域ごとの里親の確保にも配慮して行うこと。
- iv vi ファミリーホームについては、養育者が里親登録を受けている場合に限ること。
- vii v なお、国においては、計画策定過程における都道府県からのヒアリングの実施や助言などを行う。また、意欲的な目標を設定し、達成しようとする取組に対しては、里親支援事業において達成度合等に応じて重点的な配分を行うことを検討するとともに、成果が出た取組を横展開していくこととしている。また、都道府県において **フォスタリング機関事業(包括的里親支援)実施**体制を構築・強化するため、国において支援チームを結成し、助言等の支援を講じていく。

(評価のための指標例)

・乳幼児里親委託率(75%)

・里親不調率(減少⇒0%に近づける)

・フォスタリング機関実施数

・フォスタリング機関実績(開拓数、研修、支援、実親対応、家庭復帰支援、自立支援)

・新規里親登録数・引退里親数・登録里親数・委託里親数・委託児童数(里親種別ごと)

・施設入所乳幼児は半年ごと、学童以上は1年毎に継続理由をチェックリスト(別紙)を使って集計

(45) **パーマナンスー保障としての特別養子縁組の推進のための支援体制の構築に向けた取組**

○都道府県において特別養子縁組の推進・支援および養子縁組支援のための支援体制の構築に向けた計画を策定

(計画見直しの内容や留意点)

- i パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、その活用を十分考慮したソーシャルワークを行うこと。
- ii 改正児童福祉法により特別養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたことを踏まえ、児童相談所における特別養子縁組に関する相談支援体制を検討し、養子縁組が適切と考えられる児童について積極的に養子縁組を検討すること。また、地域の実情に応じ、民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討すること。
- iii 代替養育で生活している子どものうち、実親がいない、長期間にわたり交流がない、あるいは、虐待等の理由で家族再統合が不適切な児童数を把握し、子ども自身の意向も踏まえ特別養子縁組が適切と判断できる児童数を必要数と考えて推計する。なお、現在民法改正が予定されており、特別養子縁組の年齢制限等重要な要件のいくつかが変更になる可能性があることに留意すること。
- iv なお、国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、年間 1,000 人を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(評価のための指標例)

・特別養子縁組数(5年で倍増)

・代替養育に3年以上いる子ども数(入所時小学生以下はゼロへ)

・家庭復帰計画の実施数(100%)・評価の記載(100%)

・家庭復帰計画で復帰が不可能もしくは不適当と考えられた子どもの特別養子縁組・養子縁組率(増加へ)

・家庭復帰後の再虐待数(減少⇒ゼロに向ける)

(56)施設の小規模化・地域分散化及び高機能化および多機能化・機能転換等に向けた取組

①施設で養育可能が必要な児童数の見込み

○各年度における施設で養育可能されることが必要な児童数の見込みを推計し、それを実現する計画を立てる。

(計画見直しの内容や留意点)

i 施設養育が必要な児童数を推計すること

ア. 現在、当該都道府県内で、1年以上児童養護施設で生活している子どもの理由を集計し、そのうち、行動の問題等で家庭での養育が困難な子どもの数と年長児等で家庭に対する拒否感が強い子どもの数を加算する。

イ. 現在、乳児院に半年以内入所している子どもの数+養護施設に1年以内入所している子どもの数+①の子どもの数の計に推定増加率(概ね1.5~2倍となると考えられる*)を乗じて、最終的に施設で養育が必要とされる児童数とする施設で養育可能な児童数の見込みについては、包括的里親支援体制の構築に向けた取組の効果や、里親委託ガイドラインを踏まえた里親等への委託の推進の取組を踏まえて、算出すること。

ii その際必要数が現状を下回る場合、各年度とも、パーマネンシー保障が確立し里親養育推進が実現するまでの間、里親等や施設で養育可能な児童数の見込みが代替養育の必要とする児童の数を満たし、保護が必要な児童の行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保することに留意すること。

iii 改正児童福祉法の公布通知においては、「特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする」と記載しており、施設への入所は限られた場合であることを児童相談所等に徹底することいる。

iv 児童のニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化、里親委託、親子関係再統合など様々な取組を進めてきたところであり、更に総合的な取組を進めることにより、結果として、施設への在り期間の短縮などが想定されることから、推計に当たっては、このことも踏まえること。

②施設の小規模化・地域分散化及び高機能化・多機能化・機能転換等に向けた取組
○都道府県における代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいてに
おける施設の高機能化および多機能化・機能転換等に向けた計画の策定などを行う

(計画見直しの内容や留意点)

- i 都道府県においては、当該都道府県全体としての子どものニーズに合わせ、行動の問題等で家庭では養育困難な子ども等を対象とする高機能化施設、および在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実に寄与するための施設の多機能化・機能転換などに関する総合的な計画を策定すること。当該都道府県全体で子どものニーズを満たすことが出来るように、各施設の意向や特徴を踏まえた協議の結果、小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化・機能転換を進める計画とすること。
- ii 施設の新築や改築、増築の計画は、小規模化・地域分散化を原則とすること。在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設による多機能化等の見込みを把握し、多機能化等に向けた計画を策定すること。これに伴い、各施設との協議の結果、必要に応じ、小規模化・地域分散化を進める計画の見直しを行うこと。
- iii 都道府県においては、施設の高機能化および多機能化・機能転換等に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適宜適切な助言や支援を行うこと。
- iv その際、各都道府県における代替養育を必要とする児童数の見込み、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親等で養育可能なを必要とする児童数に基づく計画目標などを勘案して、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。

- iv なお、国においては、乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換および高機能化等に向けた検討に資するための「手引書」の策定(年度内を目処に示す予定)や、小規模化・地域分散化の取組を推進するための優先的な施設整備費補助の配分など、必要な支援を講じていくと共に、高機能化に向けた準備として、ケアニーズに応じた加算制度を検討する。
- v 児童心理治療施設、児童自立支援施設の在り方については、も、地域に分散した小規模で家庭的な環境が望ましいものの、「新しい社会的養育ビジョン」では、ケアニーズの非常に高い子どもを対象とした高度専門的な施設においては、医師等の専門家が遅滞なく対応できるよう、4人程度の少人数のユニットケアを4ユニット程度の少数集合することが提案されている。これらを踏まえて、これからの新設、改築、増設などにあたっては、この方向性を原則とすること。その性質や実態等に鑑み、国において、関係者と意見交換を十分に重ねていく。また、児童心理治療施設については、引き続き、各都道府県最低1か所の設置を求めていく。
- vi また、母子生活支援施設は、母子を入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、産前産後親子ホームの実施等の多機能化を更に推進し、そのニーズに応じて利用されるよう周知する。

(評価のための指標例)

- ・施設入所児中、家庭で養育困難な子どもおよび家庭に拒否的な年長児の割合(増加から100%へ)
- ・施設入所乳幼児は半年ごと、学童以上は1年毎に継続理由をチェックリスト(別紙)で集計
- ・施設種別ごとの小規模・地域分散化された施設入所児童数(増加から100%へ)
- ・児童家庭支援センター設置率
- ・産前産後母子ホーム数

(76)社会的養護自立支援事業等の実施の推進に向けた取組

○社会的養護(代替養育および在宅措置で指導対象となった子ども)を受けた子どもは主として都道府県の行政処分として、保護や指導を受けた子どもである。それらの子どもの自立は都道府県の責任であることを認識すること。

○そのため、社会的養護を受けた子ども達のフォローアップを行うこと。

○社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画(実施予定時期、実施メニュー)を策定

(評価のための指標例)

・社会的養護自立支援事業の実施率

・代替養育経験者のフォローアップ率

・福祉司指導経験者のフォローアップ率

・代替養育経験者の大学等卒業率

・代替養育経験者の就職率・離職率

(87)児童相談所・一時保護改革に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

○平成28年改正児童福祉法附則が設けられた目的は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置することであることから、できるだけ設置を促す。

○管内の中核市・特別区が児童相談所を設置する場合の、各都道府県における具体的な計画を策定。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県等における中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載する。
- ii その際、都道府県と設置希望自治体との個別の具体的な協議の進め方(都道府県と市区合同の協議体や連絡会議等連携・情報共有の方法)、都道府県の体制や一時保護所の相互利用の方法等について、留意すること。

②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に向けた取組

○児童相談所における各都道府県等(児童相談所)職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定。

(計画策定に当たっての留意点)

- i 改正児童福祉法等を踏まえ、基本的考え方に則って、各都道府県等(児童相談所)の職員(※)の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載する。

※児童福祉司(スーパーバイザーを含む)、児童心理司、医師又は保健師、弁護士(準ずる措置を含む)

(評価のための指標例)

・中核市の児童相談所設置率(増加⇒100%へ)

・特別区の児童相談所設置率(増加⇒100%)

・子ども人口あたりの福祉司・心理司数(増加へ)

・スーパーバイザー福祉司数

・常勤弁護士数

・児童相談所医師数

・在宅措置数

③一時保護の適正化に向けた取組

○「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県等は、一時保護の適正化に向けた計画を策定。

(計画策定に当たっての留意点)

- i ガイドラインを踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等の確保策と見込み、一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載する。

※当該事項は「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG」で検討されたもの。

(98)市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- 子ども・子育て支援法に基づき、市区町村及び都道府県は、乳児家庭全戸訪問事業などの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などが任意記載事項として盛り込まれている「子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、本年度(2017年度(平成29年度))において、各市区町村・都道府県において、計画の中間見直しが進められている状況にある。こうした状況を踏まえ、都道府県推進計画に盛り込む市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、この見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関する内容(市区町村が中心となって実施している子どもに対する在宅支援サービスの取組等)とともに、以下の①～②を盛り込んだ内容を含めて策定すること。

①市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及等に向けた取組

- 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及に向けた計画(都道府県の行う取組)を策定
- 市区町村の子ども家庭総合支援拠点、または子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画(都道府県の行う取組)を策定

(計画見直しの内容や留意点)

- i 計画には管内市区町村に対する支援拠点の設置等に向けた都道府県の取組(設置促進策、人材育成支援策)を記載すること。
- ii 市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及に当たっては、「市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に示す関連機関(子育て世代包括支援センターや地域子育て支援拠点事業等)との連携等を参考にすること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画(設置時期・設置する地域)を策定

(計画見直しの内容や留意点)

i 計画の策定に当たっては以下のような点も考慮して検討すること

- ① 児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置などを考慮して、市区町村子ども家庭支援拠点の機能を担ったり、フォスタリング機関としての機能を担うなど、機能強化を図ること。
- ② 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討
- ②③ 既存の児童福祉施設を運営する社会福祉法人に加えて、NPO や医療法人等多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるような働きかけを行うこと。

施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として、各施設の標準装備として設置を検討

(評価のための指標例)

・子ども家庭総合支援拠点実施率

・在宅措置数

・乳幼児健診後の要支援・要保護フォローアップ率

(910) 代替養育その他のサービスを利用する子どもの権利擁護(アドボカシー)その他

○ サービスを利用する子どもからの意見聴取(アドボカシー)サービス利用の決定に当たっては、子どもに十分な説明と参画がなされることを徹底すること。

○ 特に、代替養育に係わる子どもの措置とその変更時、および措置継続の場合は少なくとも半年に1回は、その理由や見通しを含めて丁寧な説明をするとともに、意見表明できる年齢の子どもには、十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映されること。ただし、子どもの最善の利益のためにその意見が反映できない時にはその理由等を十分に子どもに説明すること。

○ 一 措置された児童や一時保護された児童の権利擁護の仕組みについて、児童福祉審議会や他の権利擁護機関の活用や訪問アドボカシー制度などの観点から、意見聴取の方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。

○ 年齢が低かったり、障害を持っているために意見の表明が難しい子どもには、その権利を代弁できる仕組みを構築すること。

(評価のための指標例)

・一時保護終了時、代替養育継続時には半年ごとに、権利擁護に係わる機関が直接に子どもへのアンケート調査を行い、説明を受けたか、意見を聴取されたかを明らかにする。

・アドボカシー制度実施率

・子どもの権利を擁護する仕組み(含:児童福祉審議会)が活用された数

<参考：代替養育を必要とする児童数の見込みの推計方法の例>

児童人口(推計・各歳毎)※1×代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む)※2 = 需要量

※1:国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(高位推計)又は各都道府県での実態に即した人口推計

※2:「社会的養護が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータ

(ア)現在、社会的養護が必要な児童数の算出に有用と考えられるデータ

a. 現に入所措置及び里親等委託されている児童数(以下「入所措置等児童数」という。)の児童人口に占める割合(福祉行政報告例、社会福祉施設等調査)

(イ)潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

b. 「新規入所措置等児童数」の過去○年間の状況及び伸び率(福祉行政報告例)

c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去○年間の状況及び伸び率(福祉行政報告例)

d. 一時保護児童数(一時保護所・一時保護委託)の過去○年間の状況及び伸び率(福祉行政報告例)

e. 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去○年間の状況及び伸び率

f. 子ども・子育て支援法に基づき、各市区町村が策定した「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関する事業の需要量等のデータ

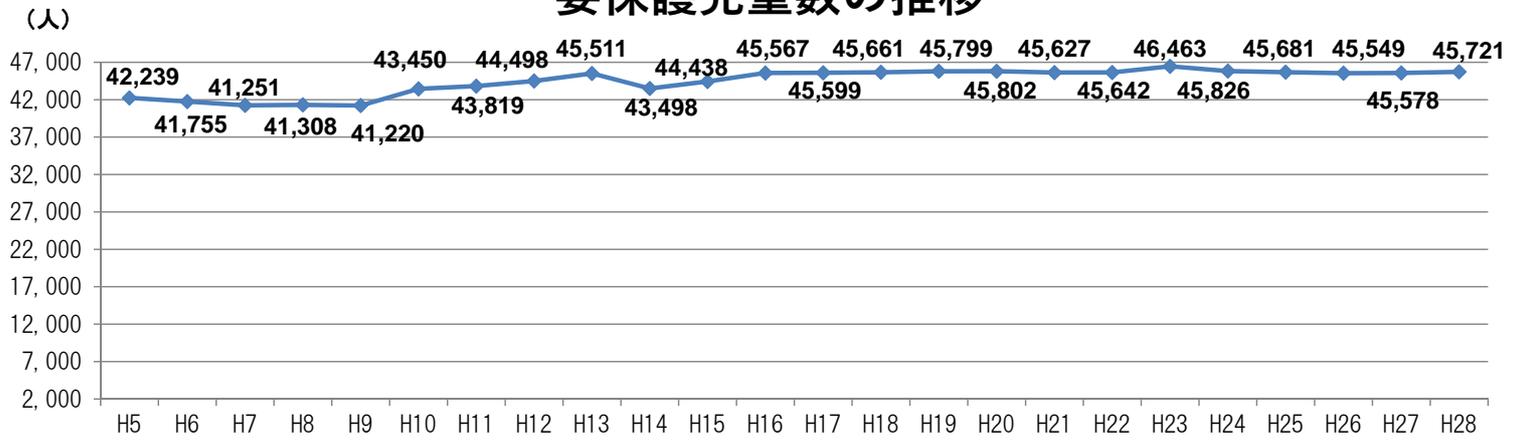
g. 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数(児童数)の過去○年間の状況及び伸び率

h. 親子再統合や養子縁組推進に向けた取組の推進において代替養育から解除されるケース数の過去○年間の状況及び伸び率

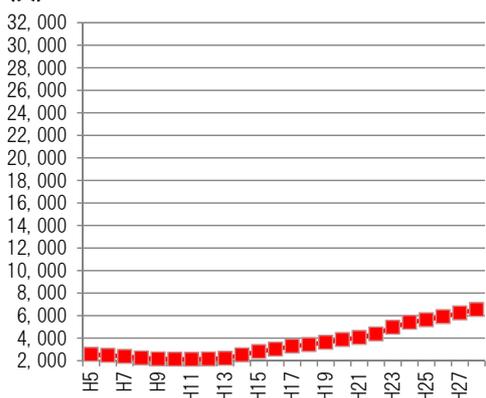
資料

2018年1月23日
衆議院議員 塩崎恭久

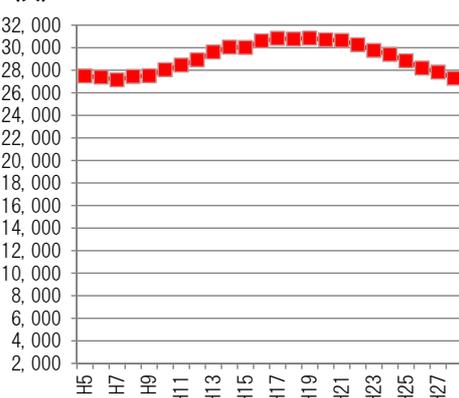
要保護児童数の推移



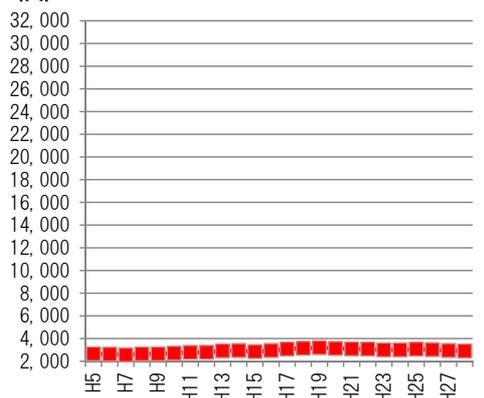
(人) 里親・ファミリーホームへの委託児童数



(人) 児童養護施設の入所児童数



(人) 乳児院の入所児童数



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

(出典) ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）

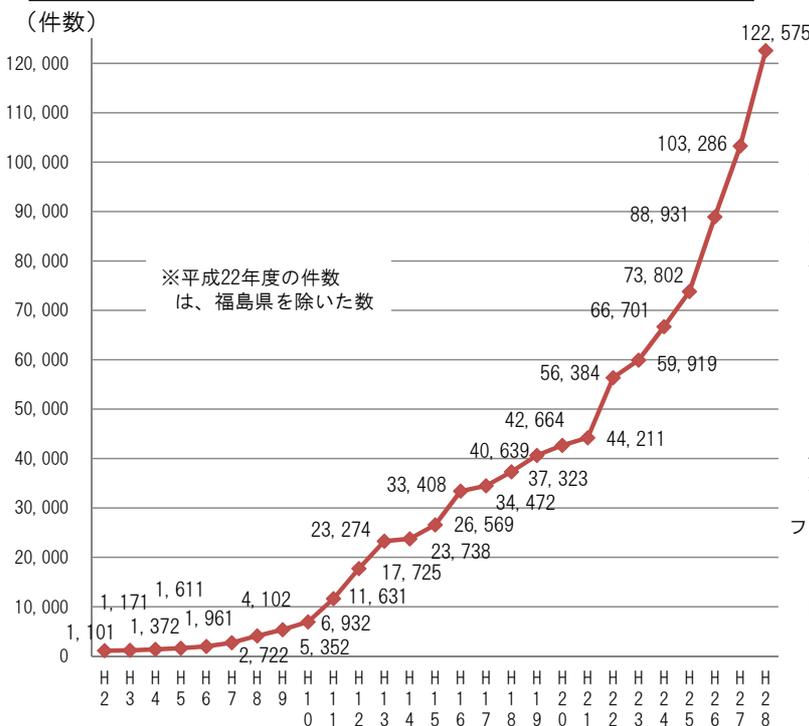
・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）

・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

(出典) 厚労省資料

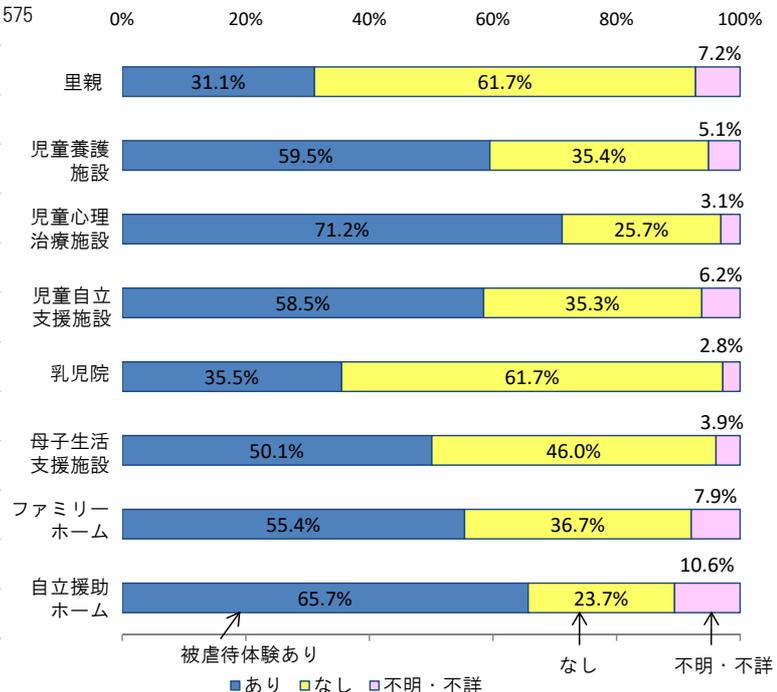
虐待を受けた児童の増加

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成28年度には約10.5倍に増加。



福祉行政報告例

○ 里親に委託されている子どものうち約3割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日）

(出典) 厚労省資料

代替養育を受けている子どもの数の国際比較

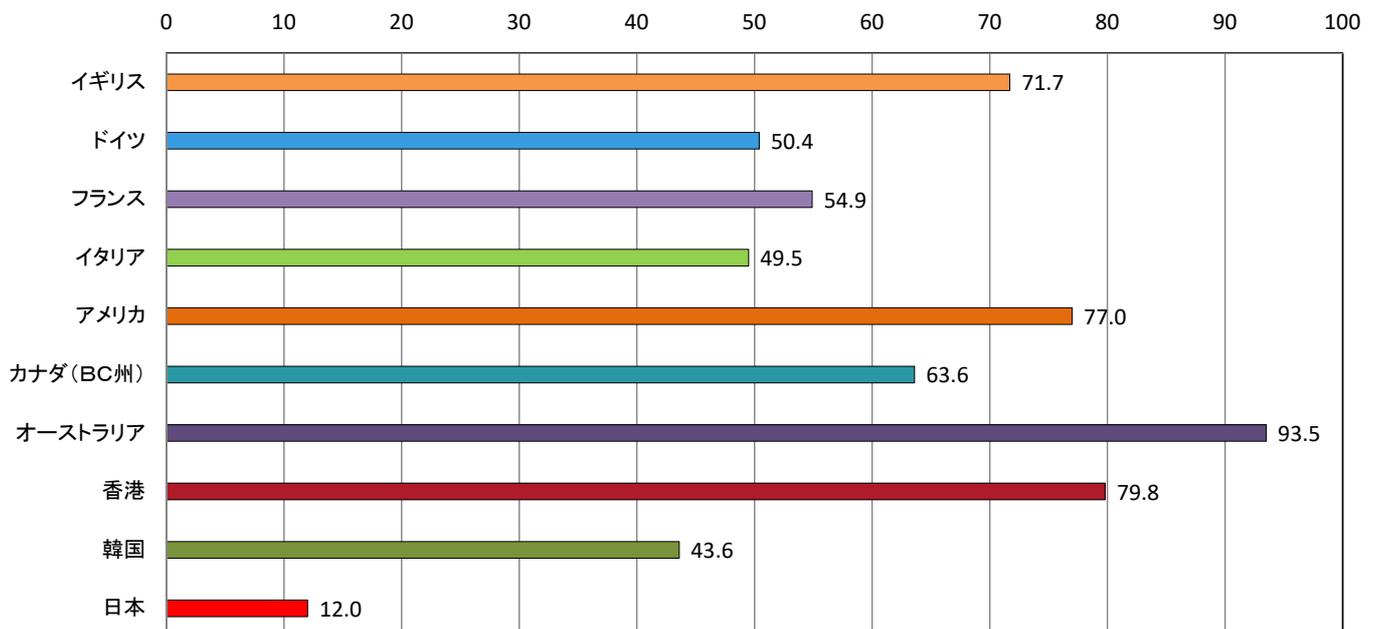
国名	児童人口	保護児童数	児童人口1万人当りの保護児童数
フランス	13,426,557	137,085	102
ドイツ	14,828,835	110,206	74
イギリス	13,242,960	74,817	56
スペイン	7,550,000	38,418	51
デンマーク	1,198,872	12,571	104
ノルウェー	1,174,489	8,037	68
スウェーデン	1,910,967	12,161	63
ニュージーランド	1,005,648	4,962	49
オーストラリア	4,835,714	23,695	49
カナダ	7,090,000	76,000	109
アメリカ	74,000,000	489,003	66
日本	23,046,000	38,203	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care", UEA, Norwich, P14

諸外国における里親等委託率の状況

○ 制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、**施設:里親の比率が9:1**となっており、**施設養護への依存が高い現状**にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2010年前後の状況)(%)



※ 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

※ 日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)

※ 里親の概念は諸外国によって異なる。

里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成18年3月末の9.5%から、平成29年3月末には**18.3%**に上昇

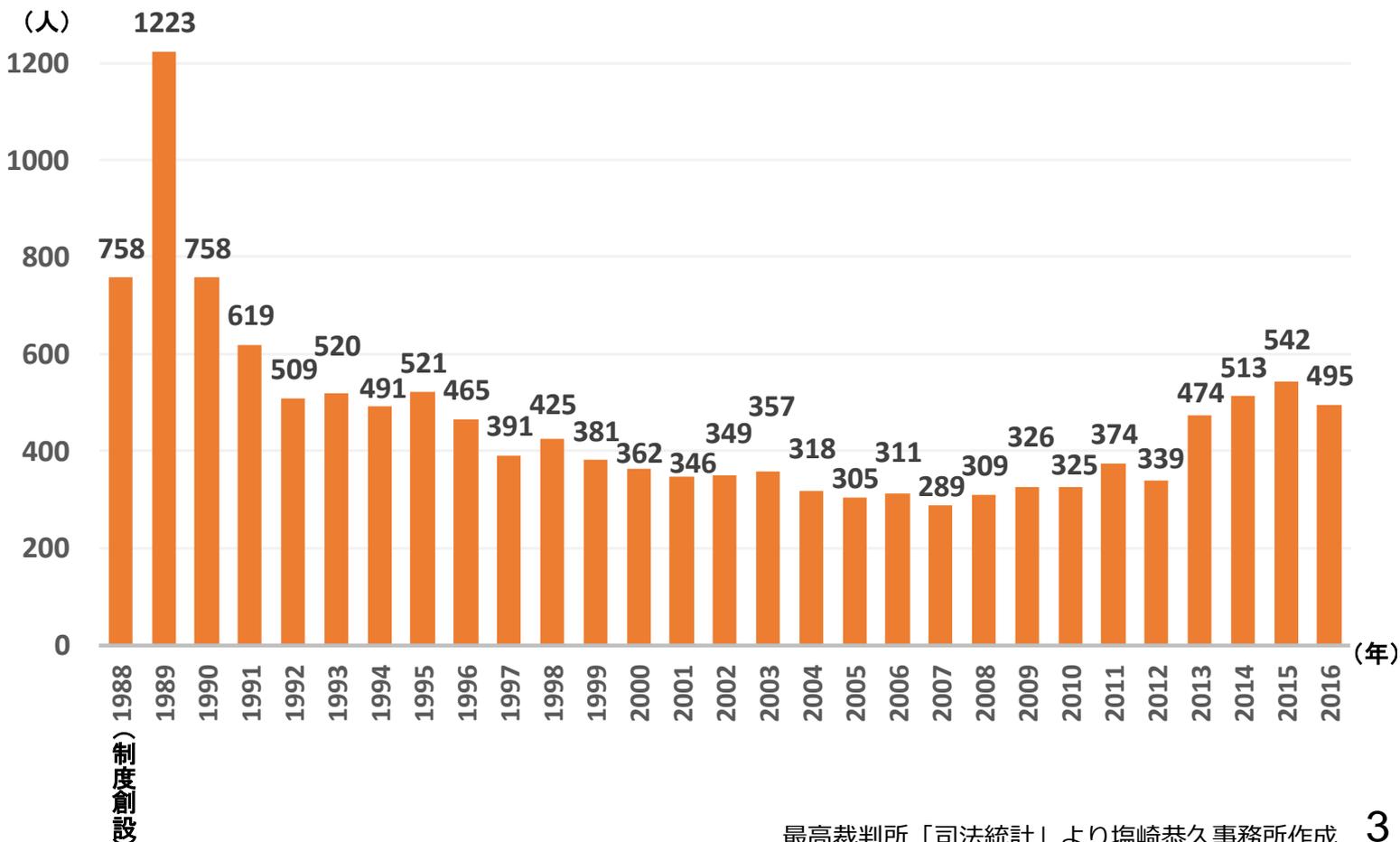
年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成18年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
 ファミリーホームは、平成28年度末で313か所、委託児童1,356人。多くは里親、里親委託児童からの移行。
 (資料) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

里親等委託率

(出典) 厚労省資料

「特別養子縁組」認容件数の推移



諸外国における「特別養子縁組」の状況

	種類	養子の年齢	実親の同意 (原則) 必要	実親との関係	成立件数	人口	人口10万人 当たり件数
日本	特別養子	6歳未満	(ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合を除く。)	終了	495人 < H28 >	1億2,708万人	0.39 (特別養子縁組 成立件数の合計 /人口10万人)
	普通養子	制限なし	15歳未満の子の養子は必要	存続	744人 < H28 > (未成年養子に限る) ※普通養子縁組の許可件数		
ドイツ	未成年養子	18歳未満	必要 (ただし、意思表示ができない、居所が継続的に知れない場合を除く。)	終了	3,805人	8,120万人	4.69 (未成年養子成立件数 /人口10万人)
	成年養子	18歳以上	※無関心により子に過度の不利益がある場合等は家庭裁判所が同意補充	存続	—		
フランス	完全養子	原則15歳以下	必要 (ただし、意思表示ができない、親権を 取り上げられている、同意の拒否が濫 用であると裁判所が判断する場合を除 く。)	終了	3,964人	6,180万人	6.41 (完全養子成立件数 /人口10万人)
	単純養子	制限なし		存続	9,412人		
イギリス	区別なし	18歳未満	必要 (ただし、親が見付からない、同意す ることができない、子の福祉のために 同意不要と裁判所が判断する場合を除 く。)	終了	4,734人	5,608万人	8.44 (成立件数の合計 /人口10万人)
アメリカ	区別なし	制限なし	必要 (ただし、同意を不要とすることが子 の最善の利益に資すると裁判所が判断 する場合を除く。)	終了	119,514人	3億1,439 万人	38.0 (成立件数の合計 /人口10万人)

(出典) 国立国会図書館調査及び立法考査局調べを基に作成

司法統計(平成28年)、戸籍統計(平成26年)、国勢調査(平成26年)、World Economic Outlook Databases(平成28年4月版)

(データ年次) 日本(特別養子:平成28年、普通養子:平成28年)ドイツ:平成26年 フランス:平成19年 イギリス:平成23年 アメリカ:平成24年

※イギリスのデータはイングランド及びウェールズのみ。

(注) 日本の普通養子に関する成立件数は、未成年者に関する「養子をするに於ける許可」の認容件数(司法統計(平成28年))であり、「自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合」の件数は含まれていない。

(出典) 厚労省資料

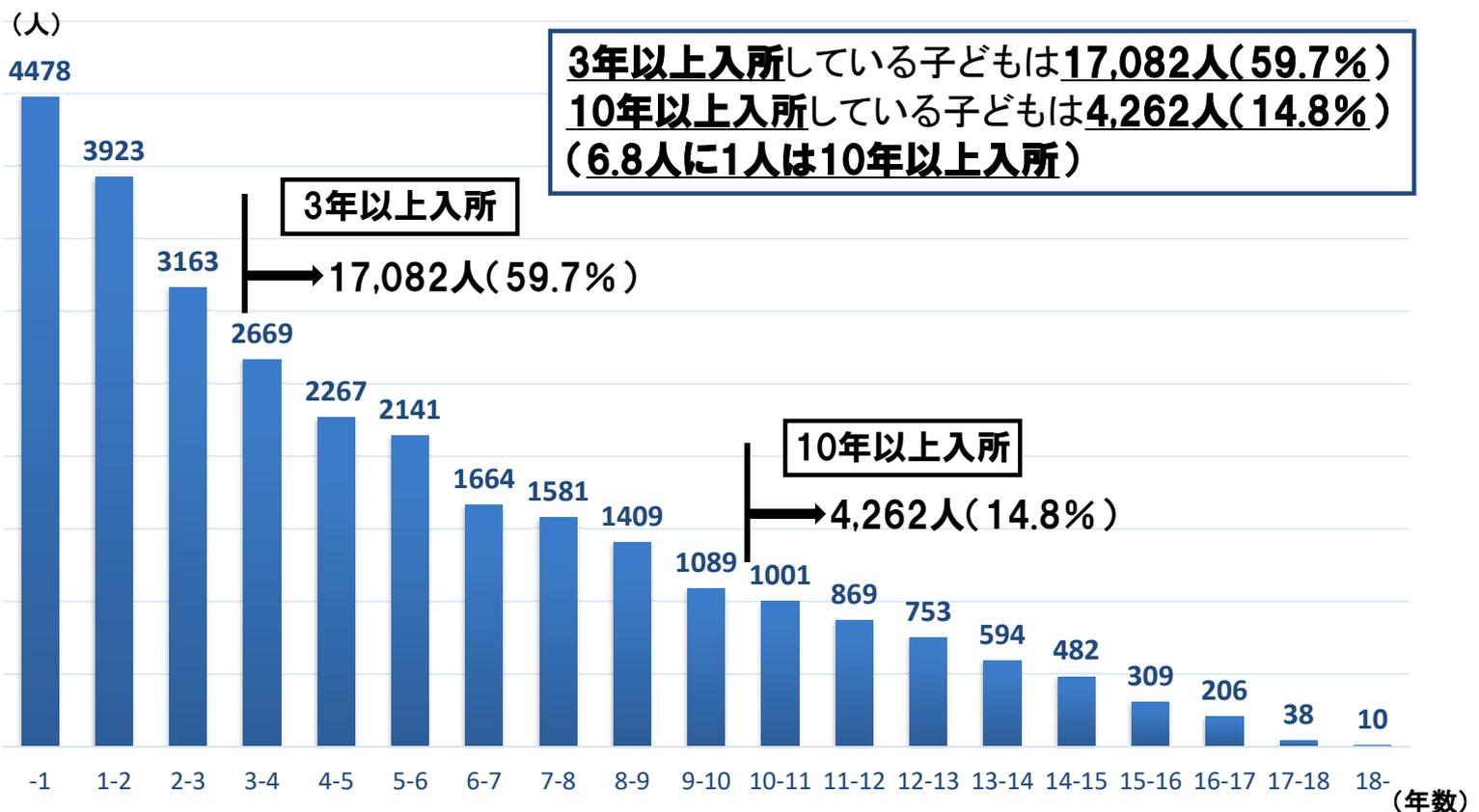
児童養護施設の定員規模別施設数、現員数、構成比の推移 (厚労省調べ)

定員規模	施設数(箇所)		現員(人)	
	平成23年 → 平成28年		平成23年 → 平成28年	
51人以上	304 (52.0%)	→ 271 (44.9%)	19,859 (66.8%)	→ 16,085 (58.9%)
うち51～100人	274 (46.8%)	→ 248 (41.1%)	16,695 (56.1%)	→ 13,994 (51.3%)
50人以下	281 (48.0%)	→ 332 (55.1%)	9,885 (33.2%)	→ 11,203 (41.1%)
うち20人以下	4 (0.68%)	→ 7 (1.16%)	69 (0.2%)	→ 104 (0.4%)
合計	585 (100%)	→ 603 (100%)	29,744 (100%)	→ 27,288 (100%)

(注1) 厚労省は、施設の定員規模別の実態調査では、平成22年以前は施設数調査のみ行っており、現員数調査は行っていない。
 (注2) 各年は、10月1日現在の状況。

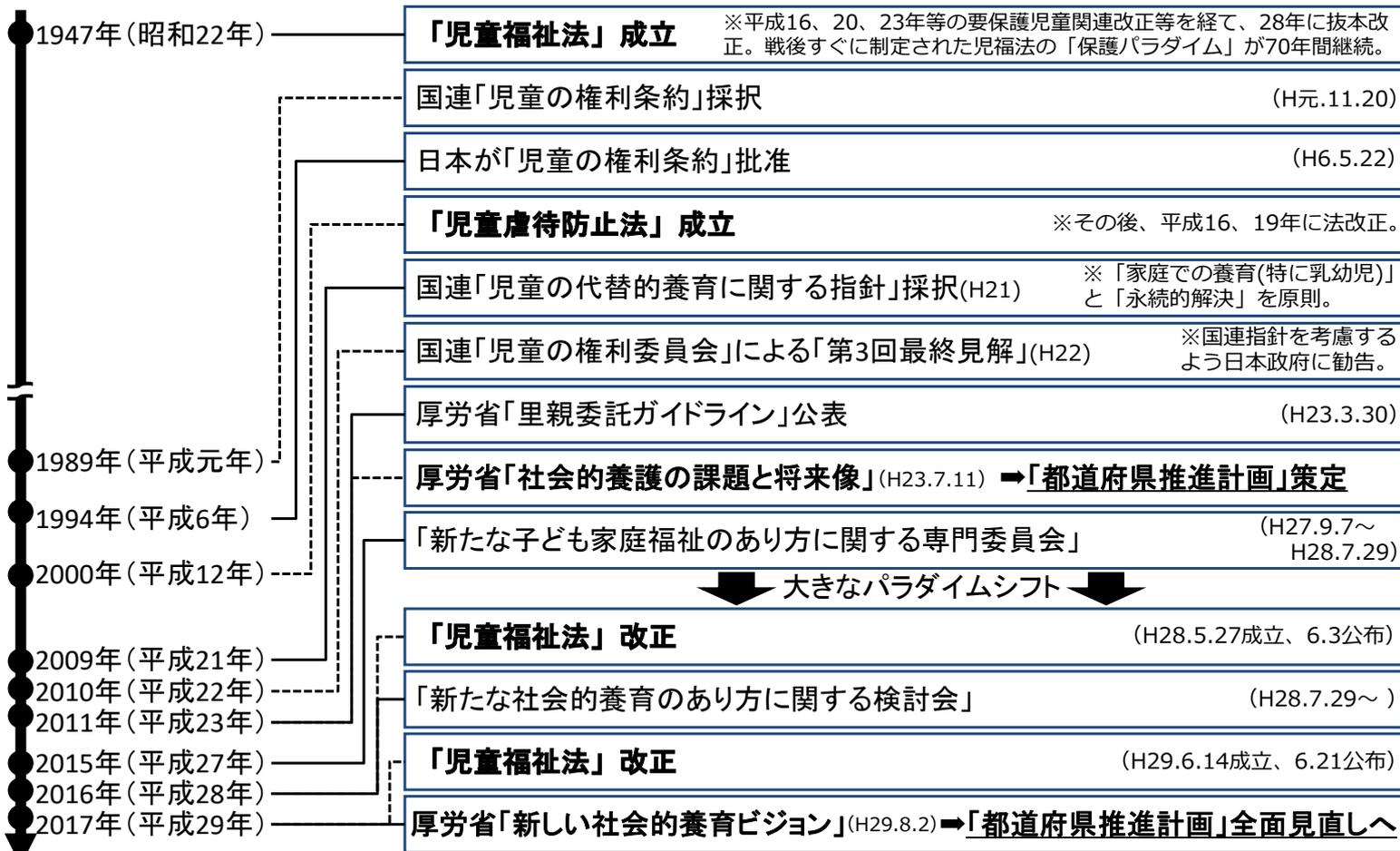
厚労省子ども家庭局資料より塩崎恭久事務所作成

児童養護施設の入所期間 (2016年)



厚労省子ども家庭局資料より塩崎恭久事務所作成

社会的養育関連政策の推移



(出典) 塩崎恭久事務所作成

国連児童の権利委員会による「日本政府第3回定期報告書」審査の最終見解

(2010年6月11日採択、外務省仮訳)

親の養護のない児童

52. 委員会は、親の養護のない児童を対象とする家族基盤型の代替的児童養護についての政策の不足、家族による養護から引き離された児童数の増加、小規模で家族型の養護を提供する取組にかかわらず多くの施設の不十分な基準、代替児童養護施設において広く虐待が行われているとの報告に懸念を有する。この点に関し、委員会は、残念ながら広く実施されていない通報制度の確立に留意する。委員会は、里親が義務的研修を受けていることや引き上げられた里親手当を受けていることを歓迎するが、一部の里親が財政的に支援されていないことに懸念を有する。

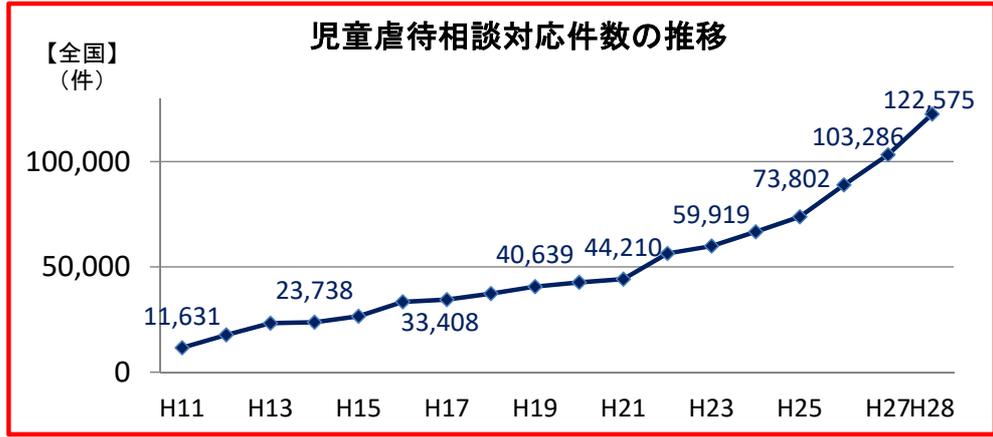
Children without parental care

52. The Committee notes with concern the lack of a policy on alternative, family-based care for children without parental care, the increase in the number of children taken into care away from their families, the inadequate standards of many institutions, in spite of efforts to provide small-group and family-type care, and the reportedly widespread abuse of children in alternative care facilities. In this regard, the Committee notes the establishment of a complaints procedure which, regrettably, has not been widely implemented. The Committee welcomes the fact that foster parents receive mandatory training and receive an increased allowance, but is concerned that some categories of foster parents are not financially supported.

「新たな子ども家庭福祉」の構築のための児童福祉法の改正（H28、29）

【主な改正内容】

- **児童が権利の主体**であることを法律で明確化（H28改正）
- **特別養子縁組、里親等を優先**し、家庭と同様の環境における養育を推進する規定を創設（H28改正）
- **国、都道府県、市町村それぞれの役割、責務**について、法の総則に規定し、**明確化**（H28改正）
- **全ての特別区、中核市が児童相談所を設置**することへの支援（H28改正）
- 児童相談所への**弁護士**の配置の義務化（H28改正）
- **在宅での養育環境の改善**を図るため、**家庭裁判所の勧告**の下で、児童相談所が、虐待を行った保護者への指導を行う司法関与の導入（H29改正）
- **家庭裁判所による一時保護の審査**の導入（H29改正）



改正前の条文	改正後の条文 <small>※下線部が改正部分</small>
<p>第一条 <u>すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>② <u>すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u></p> <p>【参考 民法(明治29年法律第89号)(抄)】 (親権者) 第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。 (監護及び教育の権利義務) 第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>参考:「社会的養護の課題と将来像」(平成23年)今後、15年をかけて、社会的養護が必要な児童について、以下の姿にするとしていた。これについては、平成28年の法改正を踏まえ、特別養子縁組、里親等を優先した形での全面見直しが必要。 ・概ね3分の1 里親及びファミリーホーム ・概ね3分の1 グループホーム ・概ね3分の1 本体施設</p>	<p>第一条 <u>全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u></p> <p>第二条 <u>全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p>② <u>児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</u></p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p> <p>第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が①家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、(中略)児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が②家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が③できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>

新しい社会的養育ビジョン

(平成29年8月2日発表「新しい社会的養育ビジョン(サマリー)」より抜粋)

(4) 永続的解決(パーマネンシー保障)としての特別養子縁組の推進

実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻る事が困難な代替養育を受けている子どもの場合、児童福祉法第3条の2における家庭養育原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべきである。

しかし、現行の制度では、子どもの年齢要件や手続き上の養親の負担などのため、必要な子どもに特別養子縁組の機会が保障されず、健全な養育に不可欠な愛着形成の機会を重要な発育時期に確保できていない現状がある。

このため、厚生労働省では「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において6月30日に「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」報告書がまとめられた。一刻も早く子どもの権利保障を行うために、報告書に沿った法制度改革(年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与、実親の同意撤回の制限)を速やかに進めるとともに、その新たな制度の下で、一日も早く児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させる。概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていく。

(5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。

具体的には、実親支援や養子縁組の利用促進を進めた上で、愛着形成等子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ、フォスタリング機関の整備と合わせ、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率(代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合)の向上に向けた取組を今から開始する。これにより、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。

ただし、ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。この場合、代替養育を受ける子どもにとって自らの将来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、年齢に応じた適切な説明が必要である。養育の場を変える場合には、さらに十分な説明のもと、子どもとのコミュニケーションをよくとり、子どもの意向が尊重される必要がある。また、移行にあたっては、子どもの心理に配慮した十分なケアがなされる必要がある。

これらを、まず乳幼児から実現するためには、これまで乳児院が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、今後はさらに専門性を高め、一時保護された乳幼児とその親子関係に関するアセスメント、障害等の特別なケアを必要とする子どものケアの在り方のアセスメントとそれに基づく里親委託準備、親子関係改善への通所指導、産前産後を中心とした母子の入所を含む支援、家庭復帰に向けた親子関係再構築支援、里親・養親支援の重要な役割を地域で担う新たな存在として、機能の充実が不可欠である。その際、一時的な入所は、家庭養育原則に照らし、限定的、抑制的に判断すべきである。今後、これまでの乳児院は多機能化・機能転換し、こうした新たな重要な役割を担う。国はそのための財政的基盤をできるだけ早く構築するとともに、乳児院をその機能にあった名称に変更する。

「家庭的」の考え方の違い

「社会的養護の課題と将来像」

(2011年7月)

「定義が不明確」
かつ
「優先順位も不明確」

【家庭的養護】

- ・里親
- ・ファミリーホーム

【できる限り家庭的な養育環境】

- ・小規模グループケア
- ・グループホーム

【施設養護】

- ・児童養護施設
- ・乳児院等

両方が「家庭的養護の推進」

「新しい社会的養育ビジョン」

(2017年8月)

改正児福法の「家庭養育優先原則」

①【家庭】

- ・実父母や親族等を養育者とする環境

②【家庭における養育環境と同様の養育環境】

- ・養子縁組(特別、普通)による家庭
- ・里親家庭
- ・ファミリーホーム

③【できる限り良好な家庭的環境】

- ・施設のうち小規模で家庭に近い環境
(地域小規模児童養護施設および「分園型」小規模グループケア)
—— いずれにしても、地域分散化

明確な優先順位

【施設の新たな役割】

- ・施設入所は、高度専門的な対応が必要な場合が中心。高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

厚労省「新しい社会的養育ビジョン」及び「社会的養護の課題と将来像」より塩崎恭久事務所作成

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

- 課題**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



里親等委託率 = $\frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$ 平成29年3月末 18.3%

「小規模化」および「地域分散化」に関する厚生労働大臣答弁

第193回国会 衆議院厚生労働委員会（平成29年5月31日）

○塩崎国務大臣 「去年の児童福祉法の改正においては、やはり生みの親に育ててもらおうというのが子供は一番、そして、それがかなわないということであれば、それと近い家庭環境で育ててもらおう、つまり特別養子縁組ないしは里親、ファミリーホームというのがその複数形でございますが、それでもうまくいかないという場合には、施設の中でも、今御指摘のあったような小規模なものについてぜひ活用をというふうに考えています。

良好で家庭的な環境で養育をされるということが小規模のケア単位での養育であって、施設機能の地域分散による小規模化を私どもとしても推進しているわけでございます。……」

児童養護施設小規模ケアの形態別施設数および構成比の推移(厚労省調べ)

形態別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	(参考) 平成24→28年 シェア変化
「小規模」合計	948 (100%)	1,083 (100%)	1,226 (100%)	1,371 (100%)	1,495 (100%)	—
「できる限り良好な家庭的環境」	308 (32.5%)	339 (31.3%)	386 (31.5%)	434 (31.7%)	463 (31.0%)	▲1.5%
地域小規模児童養護施設 (定員6人)	243 (25.6%)	269 (24.8%)	298 (24.3%)	329 (23.8%)	354 (23.7%)	▲1.9%
「分園型」小規模グループケア (定員6～8人)	65 (6.9%)	70 (6.5%)	88 (7.2%)	105 (7.7%)	109 (7.3%)	+0.4%
「施設内ユニット型」小規模グループケア (定員6～8人)	640 (67.5%)	744 (68.7%)	840 (68.5%)	937 (68.3%)	1,032 (69.0%)	+1.5%

(注1) 改正児童福祉法において「できる限り良好な家庭的環境」とみなされるのは、グループホーム(地域小規模児童養護施設と「分園型」小規模グループケア)まで。

(注2) 「『分園型』小規模グループケア」で、「できる限り良好な家庭的環境」とみなせるのは、定員6名のみ。

(注3) 各年は、10月1日現在の状況。

「新しい社会的養育ビジョン」の数値目標の考え方

局長通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(平成28年6月3日)【抜粋】

2. 家庭と同様の環境における養育の推進(公布日施行)

(1)改正の趣旨

「…特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であるから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとする。」

局長通知「里親委託ガイドラインについて」(平成29年3月31日改正)【抜粋】

1. 里親委託の意義

「…子どもを養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭である特別養子縁組を含む養子縁組や里親委託を、原則として取り組んでいかなければならない。」

2. 里親委託の原則

「…社会的養護においては養子縁組里親を含む里親を原則として検討する。」

3. 里親委託する子ども

(3)施設入所が長期化している子どもの措置変更

「施設に長期間入所している子どもについて、早急に自立支援計画の見直しを行い、里親支援を検討する必要がある。…」

① 乳児院から措置変更する子ども

「…原則として、里親委託への措置変更を検討する。」

② 措置入所が長期化している子ども

「…施設での生活を継続しているすべての子どもについて、子どもの状態と保護者の状況を考慮し、常に里親への委託を積極的に検討する。」

(6)里親へ委託することが難しい子ども

⑥「(子どもの施設入所はあくまでも一時的)…『一時的』とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子供については、長くとも3年以内には移行すべきである。)」

「新しい社会的養育ビジョン」の数値目標および期限

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)		現状	「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)	
		500件/年	特別養子縁組 成立件数	概ね5年以内に 1,000件
里親及び ファミリーホーム	今後十数年をかけて、 概ね1/3	18.3%	里親委託率 3歳児未満 就学前 学童以降	概ね5年以内に75% 概ね7年以内に75% 概ね10年以内に50%
グループホーム	今後十数年をかけて、 概ね1/3		地域分散化された小規模施設(地域小規模児童養護施設と「分園型」グループケア)を原則とする。職員配置基準の見直し、ケアの高機能化・多機能化。	
本体施設 (児童養護施設は 全て小規模ケア)	今後十数年をかけて、 概ね1/3		—	

「都道府県計画の見直し」に関する厚生労働大臣答弁

第190回国会 参議院厚生労働委員会（平成28年5月26日）

○森本真治委員 「つまり、国の方でもう一度この構想を見直すということになってくるときに、都道府県の方にもそれに基づいてやはりそれぞれの推進計画の見直しは求めていくという理解でいいんですか。」

○塩崎国务大臣 「かねてより、諸外国から日本は要保護児童の施設収容が多過ぎるとい
う批判を随分受けてきました。」

「…そのために、今申し上げたような家庭あるいは家庭に近い養育あるいは家庭的養育、これらをどういう割合でやっていくかということを中心期的目標を掲げるとともに、当然、今先生御指摘のように、地方に対してもやっぱりこれからの日本の子供の養育というのはこうあるべきじゃないかということで投げかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。」

「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」設置に関する厚労大臣答弁

第190回国会 衆議院厚生労働委員会 第18号（平成28年5月18日）

○阿部知子委員 「…さて、塩崎大臣にあつては、この家庭的養育は一体何がその柱というか、考えの柱であるとお思いであるかについて、お尋ねをいたします。」

○塩崎国务大臣 「平成二十三年の七月に『社会的養護の課題と将来像』というのがございました。これまでは、社会的養護の問題については、これをベースにビジョンとして扱って、将来的にどうするかということを考えてきたわけでありましたが、正直、私は、今回の改正に基づいて、このときのビジョンを全面的に書きかえないといけないというふうに考えています。それは何かといいますと、家庭養護と家庭的養護の使い方が混乱をしているということで、これをきっちり整理しようということでもあります。…」

「…まず第一に、『児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、』つまり、これは本当の生みの親の家庭において心身ともに健やかに養育、つまり、家庭養育の原型であります。

それがかなわない場合には、『家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育』、これには、私ども、後で通知で明確にしようと思っておりますが、特別養子縁組など養子縁組、そして里親、そしてファミリーホーム。つまり、朝、親と称する人は、家から出て行って、出勤をして、どこかにお勤めに行く、それで夕方帰ってくる。

それに対して、家庭的養護というのは、先ほどの『課題と将来像』の中では、家庭的養護というのは実は里親まで入っています。しかし、それは違うだろうということで、家庭的養護というのは家庭養護ではないという意味ですので、施設の場合の小規模などについてからが家庭的養護というふうに考えようじゃないかということで、家庭的環境と言っているのは、むしろ、職員が朝来る、そして夕方いなくなる、もちろん泊まりの方もおられますけれども、子供から見たらそういう世界として、峻別をしようということで作成したわけであり
ます。

したがって、これから、私どもとしては、新たな社会的養育のあり方に関する検討チームをつくって、この「課題と将来像」をもう一回ゼロから考え直していこうじゃないか、こんなふうに考えているわけでは
ありません。」

児童相談所の児童福祉司の各任用区分の人数(都道府県等別)について

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計
	1号	2号	3号	4号	5号	6号		
北海道	2	23		14	29	10	78	
青森県		4		11	24		39	
岩手県		12		13	3	4	32	
宮城県	4	8		8		7	27	
秋田県	2	1		2	17		22	
山形県		16		3	2		21	
福島県		24		14	1	3	42	
茨城県	2	19		29	4	5	59	
栃木県	7	13		1		12	33	
群馬県	16	1		10	3	7	37	
埼玉県	4	45		97	1		147	
千葉県	15	75		23		11	124	
東京都	30	53		99	1	61	244	
神奈川県		86					86	
新潟県		41					41	
富山県	2	9		5		6	22	
石川県	2	7		6		2	17	
福井県		8		8		1	17	
山梨県		3		13	2	1	19	
長野県		9		31	1	5	46	
岐阜県	1	25		14	3	1	44	
静岡県	5	18		16	1	2	42	
愛知県		46		63	4	1	114	
三重県	5	10		8	10	7	40	
滋賀県		10		17	5	4	36	
京都府	4	9		10	4	10	37	
大阪府	5	72		82	3		162	
兵庫県	4	25		20	17	13	79	
奈良県	4	13		6		2	25	
和歌山県	4	9		13	3	1	30	
鳥取県		11		4	6		21	
島根県	2	6		7	2	3	20	
岡山県		18		11			29	
広島県	2	13		12	2	15	44	
山口県		8			8	11	27	

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司の任用区分							計
	1号	2号	3号	4号	5号	6号		
徳島県		8		3	4	6	21	
香川県	1	9		11	1	1	23	
愛媛県		2		4	15	11	32	
高知県	5	6		17		1	29	
福岡県	18	8		22	11	14	73	
佐賀県	8	1		5		2	16	
長崎県		9		11	9		29	
熊本県	3	2		8	5		18	
大分県	2	3		9	10	2	26	
宮崎県	2	10		9	1	1	23	
鹿児島県	2			12	19	1	34	
沖縄県	1	21		23	2		47	
札幌市		14		18	3	5	40	
仙台市	1	4		9	6	2	22	
さいたま市	8	1		25	1	2	37	
千葉市		8		12	6		26	
横浜市	5	37		49	4	7	102	
川崎市	1			38	11	4	54	
相模原市		3		18	2		23	
新潟市				12	5	2	19	
静岡市	10	2		1		1	14	
浜松市	9			12		2	23	
名古屋市	23	24		35	6	8	96	
京都市		8		3		46	57	
大阪市	1	15		51		15	82	
堺市		3		17	8		28	
神戸市		8		22	6	2	38	
岡山市	6			12			18	
広島市	2	8		8	6	1	25	
北九州市	19	4		2			25	
福岡市	2	1		20		5	28	
熊本市	7	1		10		4	22	
横須賀市		6		8	2	3	19	
金沢市		7		5	2		14	
合計	258	983	0	1,191	301	353	3,086	

児童福祉法 第13条 第3項	内容
1号	都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
3号	医師
4号	社会福祉士
5号	社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
6号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

※平成29年4月1日時点の人数(所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、非常勤職員を除く)

(出典) 厚労省資料

虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与

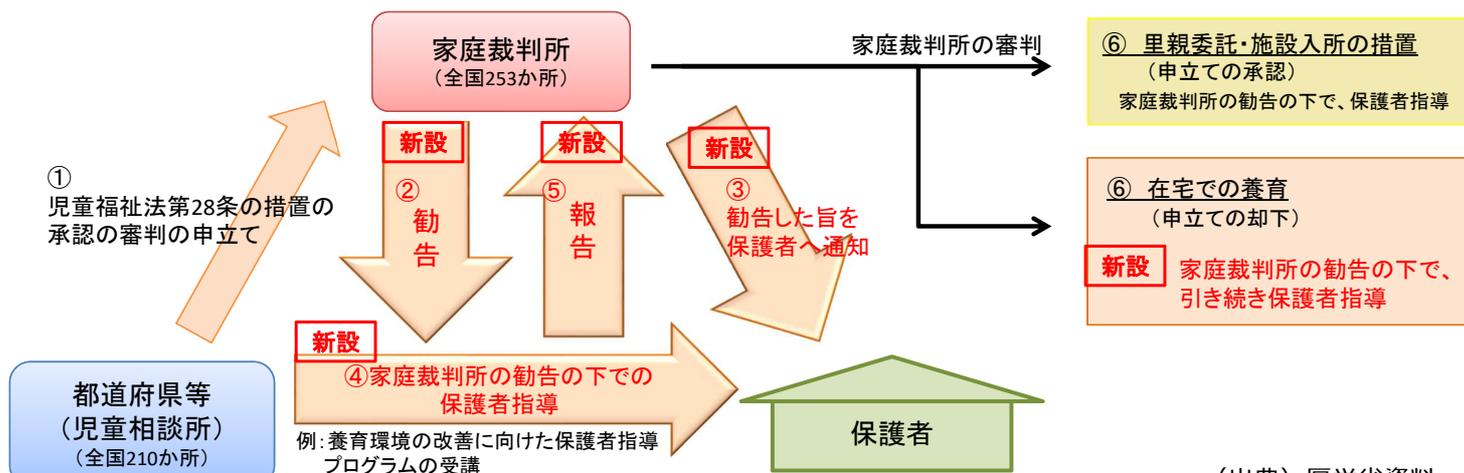
【児童福祉法】

課題

- 児童虐待を行った保護者への指導の実効性が上げられないケースがある。
- ➡ 改正児童福祉法(H28)により家庭での養育が原則とされ、在宅での養育環境の改善が求められている。

改正法による対応

- 里親委託・施設入所の措置の承認(児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県等は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- 上記の勧告を行い、却下の審判をする場合(在宅での養育)においても、家庭裁判所が都道府県等に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- 家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。



(出典) 厚労省資料

平成 29 年 12 月 22 日開催 厚労省「児童部会社会的養育専門委員会」へ提出予定の「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」(12 月 19 日時点)への意見

「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」について

平成 29 年 12 月 21 日
衆議院議員 塩崎恭久

「都道府県計画の見直し要領(骨子案)」(12 月 19 日時点、以下「骨子案」)の、主に、冒頭「1. 今回の計画見直しの位置づけ」および「2. 基本的考え方」に関して感じた問題点は以下の通り。

従って、現時点では、4. 以降の具体論に関しては、推して量るべし。正式には、追って、1 月 23 日に予定されている議連において、個々の具体的問題点は議論の予定。

●平成 28 年及び 29 年の児福法改正は戦後初めての抜本改正、であり、哲学の大転換を行ったものであることを、都道府県にまず明らかにし、基本姿勢を変えてもらうことが重要であることを、冒頭、明確に打ち出すべき。

——「骨子案」では、平成 28 年改正が多く触れられているが、平成 29 年改正も、「在宅措置」への司法関与強化、市町村の役割強化等の観点から、重要であることを注意喚起すべき。

●2 年連続の児福法改正は、いずれも全会一致。立法者である政府の意志、なかんずく厚労省の意志は、厚生労働大臣の国会答弁に籠められており、その答弁を踏まえた全会一致、であることを、都道府県関係者も肝に銘じるべきであり、その事が伝わる表現ぶりにすべき。

●「子どもの権利」や「家庭養育優先原則」など、大転換された哲学が、二つの「改正法」、並びに大臣などの「国会答弁」、平成 28 年 6 月 3 日付け「雇児局長通知」、平成 29 年 3 月 31 日付け「里親委託ガイドラインについて」、そして、それらを受けて議論を深めてきた「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」による 8 月 2 日付け「新しい社会的養育ビジョン」において、今後の具体的進め方が明示されたことを、まず冒頭、平易に伝達すべき。

●「奥山検討会」は、国会答弁でも明確に設置を予告されており、実際に法成立後約一か月余りで予定通り設置され、国会答弁通り「課題と将来像」を全面見直したうえで、新たな具体的進め方を、数値目標とともに示したものの。

——大臣が勝手に作った「検討会」で勝手にまとめた「ビジョン」ではない。国会で十分説明し、それを受けて、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である国会が

全会一致で法改正をしたことを受けて、答弁通りの手続きを踏んで作成されたものが「新しい社会的養育ビジョン」であることも、都道府県は十分認識できるように「骨子案」に書き込むべき。

——同「検討会」の第一回会合（平成28年7月29日）にて配布された開催趣意書にも、「『社会的養護の課題と将来像』を全面的に見直す」と明記。以後16回、会合を公開にて開催。

●従って、今回都道府県にお願いする「都道府県計画の見直し」は、かつての「三分の一、三分の一、三分の一」を標榜していた「課題と将来像」と明確に決別し、各都道府県計画を「ビジョン」に基づいて全面見直しするものであることを明示すべき。その注意喚起なくして、魂の入った都道府県計画はあり得ない。

●また、「ビジョン」に示された考え方は、国会答弁でも明言された、ゼロベースからの見直しをされることとなった「課題と将来像」を書き換えるものであり、「課題と将来像」を「充実」するものでも、「加速」するものでも決してない事を、都道府県に対し、間違いなく伝えるべき。

●従って、当然、「ビジョン」に示された「数値目標」は、「骨子案」において明示されるべき。

●改正法第三条の二において示された「家庭養育優先原則」では、最早「大舎」はなくなるものであることを明確に記述すべき。

●「家庭養育優先原則」の中でも、パーマネンシー保障との観点からは、やはり「特別養子縁組」。従って、その観点からは、「養子縁組」との表現は不適切。明確に「特別養子縁組」と書くべきではないか。もちろん、普通養子の選択肢があることは十分承知。

●「当事者」も、「関係者」も、その第一位に来るのは「子ども」であり、決して「支援を提供する当事者」ではない（P3、上から12行目）。「子どもの最善の利益」こそ優先すべき事は改正法第二条に明記されている。

●「子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要」（P2、上から3行目）、とあるが、あくまでも「すべての子どもが健全な養育を受ける権利を持つことを十分踏まえた上での配慮」でなくてはならない。すなわち、支援を提供する当事者の都合、ではなく「子どもの最善の利益の優先原則」が常時適用されるべき。

●「これまで、施設の専門性を十分に生かし」、「施設の専門性が引き続き…発揮されることが期待される」(P2、下から4行目以降)、とあるが、今後、特別養子縁組、里親など「家庭養育優先原則」が適用されることとなり、施設入所は、例外的に高度に専門的な対応が必要なケースに限定されることとなる。従って、施設に求められる専門性は、これまで通り、ではあり得ず、施設人材の専門性の高度化に向けた対応が重要であることを明記すべき。同時に、どのようなニーズがどの程度あるかの推計方法と整備計画に関しても、提示すべき。

●平成 29 年改正法では、市町村での在宅措置への司法関与に関する新たな仕組みができていますが、その意味合いを明確に伝達するとともに、市町村と児童相談所との緊密な連携等の重要性も強調すべき。

●中核市における児童相談所設置、は、大臣答弁では、本来「中核市は必置との意思を持っていたが、地方自治に配慮して裏から表現した法文とした」とされているが、少なくとも、法文は「すべての中核市」が設置することを前提とした表現であり、その立法者の意思を反映した執行を行うのが、厚労省の責任。屁っ放り腰でなく、深く腰を入れた姿勢で中核市と向き合い、5年以内に全中核市に見相設置を完了させる決意に満ちた表現ぶりにすべき。当事者たちの意向や希望を聞いていたら、子どもの命と権利は守れない。

●弁護士の配置に関しても、立法者の意志として国会答弁では、「本来は各児童相談所に必置」としていたはず。法成立後の通知で、実質的に「常勤弁護士を中央児相に一人、その他には人口に応じて複数配置し、兼務も可能」としたはず。国会答弁ラインで都道府県には伝達すべであり、将来的に目指すのは、子どもの命と権利を守るための「全児童相談所への常勤弁護士必置」であることを明らかにすべき。

以上